

## 千葉市からの事務連絡事項

### 【幼保支援課・幼保運営課・幼保指導課】

担当

#### 1 文書の保存期間について【資料あり】

各園において作成される文書の保存期間について、お知らせします。  
文書により保存が義務付けられるもの、義務ではないが保存が望ましいものがありますので、改めてご確認ください。

<対象> 全園

#### 2 配布資料等のホームページへの公開について【資料なし】

本市からの事務連絡等の資料については、市ホームページへの掲載により周知しています。

<掲載先> <https://www.city.chiba.jp/kodomomirai/yojikyoku/unei/haifubunnsyo-top.html>

<対象> 全園

### 【幼保運営課】

担当

#### 3 給付費・補助金の事務スケジュールについて【データのみ】

[助成第一班]  
[助成第二班]

令和7年度の事務スケジュールを参考までにお知らせします。  
手続等の時期は随時見直しを実施しており、今後の予定を確約するものではありませんが、参考になれば幸いです。  
なお、手続等が必要となる際には、随時、各事業担当からお知らせします。

<対象> 保育園、認定こども園、給付型幼稚園、小規模保育事業所、  
事業所内保育事業所、家庭的保育事業所

#### 4 令和8年度以降の休日保育の運用について【資料なし】

[助成第一班]  
上田  
043-245-5729

令和8年3月27日(金)にメールにて以下の資料を送付いたしました  
が、改めて周知・依頼いたします。

- ① 休日保育利用連絡票  
新様式を送付いたしました。今後は新様式をご使用ください。
- ② 休日保育の運用方法について  
利用連絡票の変更に伴い、昨年度からの変更点があります。ご確認をお願いいたします。

また、新年度となり新規利用者が見込まれますので、利用者に対し、休日保育の予約をキャンセルする場合は、そのことが分かり次第速やかに実

施園あて連絡することを周知いただきますようお願いいたします。

<対象> 休日保育実施園、休日保育利用児童が在籍する園

## 5 保育士等宿舍借り上げ支援事業について【資料なし】

[助成第一班]

上田

043-245-5729

令和8年度に千葉市が国の事業を利用するために必要となる国の採択について、先日採択されましたので、今年度も国事業に沿って実施予定でございますが、事業実施確定のご案内ができるのは、国から補助金要綱が発出された後となります。申し訳ございませんが、要綱が発出されるまでの間は、内容に関するお問い合わせをいただきましても、十分なお説明ができかねる状況です。何卒ご理解を賜りますとともに、要綱発出後のご案内までお待ちいただけますようお願いいたします。

<対象> 全園

## 6 令和8年度 配置基準補助金の当初交付について【資料なし】

[助成第一班]

高木

043-245-5729

3月24日(火)にメールにて書類提出の依頼をしております。  
内容をご確認いただき、以下の提出期限までに必ずデータの提出をお願いいたします。

<提出期限> **令和8月4月15日(水)**

<対象> 保育園、認定こども園

## 7 令和7年度給付費(委託費)年間精算について【資料なし】

[助成第二班]

角田・隅野

043-245-5735

令和7年度給付費(委託費)年間精算手続きについて、以下のとおり実施いたしますので、お知らせいたします。

手続き期間が短く、大変申し訳ございませんが、ご協力のほど、よろしくをお願いいたします。

- |                     |              |
|---------------------|--------------|
| (1)請求書(内訳書)の発送      | 令和8年4月10日(金) |
| (2)修正連絡期限           | 令和8年4月21日(火) |
| (3)請求書(内訳書)提出期限(必着) | 令和8年4月23日(木) |
| (4)年間精算追給の場合の支払い日   | 令和8年5月12日(火) |
| (5)年間精算が戻入の場合の戻入日   | 令和8年5月中旬※    |
- ※別途ご連絡いたします。

<対象> 全園

## 8 防災マニュアル(地震・風水害)について【データのみ】

[助成第二班]

鈴木

043-245-5735

主に公立施設向けの内容ではありますが、防災マニュアルを周知いたします。参考にしていただければ幸いです。

<対象> 保育園、認定こども園

[助成第二班]

鈴木

043-245-5735

## 9 災害時等の緊急連絡先の更新について【資料なし】

令和8年3月24日(火)にメールにて依頼をしておりますが、新年度を迎えるにあたり、災害時に使用する児童福祉施設等災害時情報共有システム及びマチコミの緊急連絡先等の登録内容をご確認いただき、変更がある場合は速やかに対応くださいますようお願いいたします。

<期限> 令和8年4月24日(金)

<対象> 保育園、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所

※幼稚園は、「児童福祉施設等災害時情報共有システム」は対象外

## 【幼保指導課】

担当

[指導班]

## 10 令和8年度 巡回指導について【資料あり】

043-245-5727

認定こども園、民間保育園等の保育の質の向上のため、平成 26 年 4 月から、幼保指導課内に保育業務に経験・知識とも豊富な「認定こども園、民間保育園等巡回指導員」を配置しております。

巡回指導は、より多く実施するために、事前の連絡は行わずに伺わせていただくことがあります。今後も事前の連絡は行わず伺わせていただきますので、ご対応をお願いいたします。

また、巡回指導にお伺いさせていただく理由として「①全市的な保育の質向上のための助言・支援のための巡回」「②保護者等からご意見があった園に対する現場の状況の確認」「③定期監査等で問題があった園の改善状況の確認」の3つがございます。お伺いした際には、巡回内容の理由を示したうえで巡回指導を行っていくようにします。

<対象> 保育園、認定こども園、小規模保育事業施設、

事業所内保育事業施設、家庭的保育事業施設、認可外保育施設